

令和6年9月17日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会  
会長 稲垣 浩

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和6年9月17日付け、文書番号6市協課第1964号をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の新規指定について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

新規申出法人（条例第3条第1項）

申出年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款に記載された事業
令和6年7月29日	特定非営利活動法人てらこや食堂ラッキーズ	関 邦子	相模原市南区相模大野六丁目11番25号報徳二宮神社2階	この法人は、相模原市近隣の子ども達に対して、栄養価の高い食事に加えて、進学するための学習指導と学習するための場を提供する事業を行うことによって、「貧困の連鎖」を断ち切り、子ども達が夢と希望をもって心身共に成長していける社会の実現に寄与することを目的とする。	<p>（1）特定非営利活動に係る事業</p> <p>①食事を提供する事業</p> <p>②学習指導をする事業</p> <p>③放課後の居場所を提供する事業</p> <p>（2）その他の事業</p> <p>①バザー等の事業</p>